# 指 定 区 域 一 覧

令和8年 11 月 12 日現在

| 指定番号 | 指定する区域 | 埋立地の区分 | 指定年月日<br>告示番号 | 管轄 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 廿日市市浅原字牛ノ首山 239 番 2 の一部、239 番 12 の一部、239 番 44 の一部、239 番 119 の一部、239 番 120 の一部、239 番 121 の一部、廿日市市栗栖字西山 76 番 1 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 2 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 西部 |
| 3 | 山県郡北広島町南方字青松陰地 1980 番の一部、1983 番の一部、1984 番の一部、1985 番の一部、1986 番の一部、山県郡北広島町南方字青松日南 1935 番の一部 | 政令第 13 条の 2 第 2 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 西部(広島) |
| 4 | 山県郡北広島町南方字青松陰地 1974 番の一部、1975 番の一部、1976 番の一部、1977 番の一部、1978 番の一部、1979 番の一部、山県郡北広島町南方字青松日南 1942 番の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 西部(広島) |
| 5 | 安芸高田市八千代町向山字寺田 20 番、21 番 1、21 番 2、22 番 1、22 番 2、23 番 1、23 番 2、24 番 1、24 番 2、25 番 1、25 番 2、26 番 1、26 番 2、27 番 1、27 番 2、28 番 1、28 番 2、28 番 3、 30 番 1、30 番 2、31 番 1、31 番 2、32 番 1、32 番 2、33 番 1、33 番 2、33 番 3、33 番 4、33 番 5、34 番 1、35 番 1、35 番 2、36 番 1、安芸高田市八千代町向山字余井 118 番 1、119 番 1、120 番 1、121 番 1、123 番 1、124 番、125 番 1、126 番 3、126 番 4、127 番 1、127 番 2、127 番 3、128 番 1、128 番 2、128 番 3、129 番 1、129 番 2、130 番、安芸高田市八千代町向山字下ノ田 190 番 7、190 番 8、190 番 9、193 番 5、193 番 6、195 番 3、195 番 4、195 番 5、195 番 6、197 番 1、197 番 2、197 番 3、197 番 4、197 番 5、198 番 1、198 番 2、198 番 3、198 番 4、198 番 5、198 番 6、200 番 3、200 番 4、200 番 5、200 番 6、201 番 4、201 番 5、202 番 4、202 番 5、203 番 3、203 番 4、204 番 1、204 番 2、204 番 3、204 番 4、204 番 5、204 番 6、205 番 4、205 番 5、206 番 3、206 番 4、207 番 3、207 番 4、208 番 5、209 番 1、209 番 2、211 番 3、211 番 4、212 番 1、212 番 2、212 番 3、212 番 4、212 番 5、213 番 4、214 番 3、215 番 7、216 番 4、217 番 3、218 番 3、218 番 4、218 番 5、安芸高田市八千代町向山字串 249 番 3、安芸高田市八千代町上根字横谷 562 番、563 番 1、565 番 9、566 番、567 番、568 番、569 番、570 番、573 番 1、574 番 1、574 番 2、575 番 1、576 番、577 番 1、578 番 1、579 番 1、579 番 2、580 番 1、580 番 2、581 番、582 番 4、584 番、585 番、586 番、588 番 1、589 番 1、590 番 2、591 番 1、592 番 1、593 番、594 番、595 番、596 番 1、597 番 1、598 番 1、599 番 1、600 番、安芸高田市八千代町上根字森実 602 番、603 番、604 番、606 番 1、606 番 2、607 番、608 番 1、609 番 1、610 番、613 番 6、613 番 7、613 番 8、614 番 5、614 番 6、651 番 4、652 番 13、653 番、655 番、656 番、657 番、安芸高田市八千代町上根字土井 659 番 3、660 番、661 番、662 番、663 番 5、663 番 6、663 番 7、663 番 8、663 番 9、663 番 10、663 番 11、663 番 12、663 番 13、663 番 14、664 番 4、667 番 5、670 番 6、670 番 7、681 番 3、681 番 4、682 番 3、683 番、685 番、686 番 1、687 番 1、688 番、689 番 4、690 番 8、691 番 1、692 番、693 番、694 番 5、694 番 6、694 番 7、701 番 4、701 番 5、705 番 4、705 番 5 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 西部(広島) |
| 6 | 山県郡北広島町南方字鴛鴦ケ谷 3567 番の一部、3568 番の一部、3570 番の一部 | 政令第 13 条の 2 第 2 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 西部(広島) |

| 指定番号 | 指定する区域 | 埋立地の区分 | 指定年月日<br>県告示番号 | 管轄 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 東広島市西条町大沢字尾方 114 番 2、118 番 1、118 番 3、118 番 4、118 番 5、118 番 6、118 番 7、118 番 8、118 番 9、118 番 10、118 番 16、120 番 1、121 番 1、121 番 3、121 番 4、121 番 5、121 番 6、122 番 1、122 番 3、1078 番 1、1078 番 3、1079 番 1、1079 番 2、1079 番 4、1079 番 5、1079 番 6、1080 番 1、1080 番 3、1080 番 4、1080 番 5、1093 番 1、1093 番 3、1093 番 4、1093 番 5、1094 番、1095 番 1、1095 番 2、1095 番 3、1095 番 4、1095 番 5、1095 番 6、1096 番 1、1096 番 2、1096 番 3、1096 番 4、1096 番 5、1097 番 1、1097 番 4、1097 番 5、1097 番 6、1097 番 7、1097 番 8、1097 番 9、1097 番 10、1097 番 11、1097 番 12、1098 番 1、1098 番 2、東広島市西条町田口字小滝原 187 番 1、187 番 2、187 番 3、187 番 4、187 番 5、187 番 6、188 番 1、188 番 2、188 番 3、188 番 5、188 番 6、188 番 7、188 番 8、188 番 10、189 番 55 の一部、189 番 326、189 番 328、189 番 329、189 番 330、189 番 331、189 番 332、189 番 333、189 番 334、189 番 335、189 番 336、189 番 337、189 番 338、189 番 339、東広島市西条町田口字居家垣内 3015 番 1、3015 番 2、3015 番 3、3015 番 4、3015 番 5、3015 番 6、3015 番 7、3015 番 8、3015 番 9、3015 番 10、3015 番 11、3015 番 12、3015 番 13、3015 番 14、3015 番 15、3015 番 16、3016 番 1、3016 番 2、3016 番 3、3016 番 4、3017 番 1、3017 番 2、3018 番 1、3018 番 2、3018 番 3、3019 番 1、3019 番 2、3019 番 3、3019 番 4、3020 番 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 西部東 |
| 8 | 東広島市豊栄町清武字河掛山 2583 番 2 の一部、2583 番 3 の一部、2583 番 4 の一部、2609 番 2 の一部、2614 番 2 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 西部東 |
| 9 | 尾道市向東町字天女浜 9232 番 1 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 2 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 東部 |
| 10 | 尾道市向島町字新々開 11860 番 1、11861 番 3、11861 番 4、11862 番 1 の一部、11862 番 2、11863 番 2、11864 番 1、11865 番 1、11865 番 3、11865 番 4、11873 番 1、11873 番 2 | 政令第 13 条の 2 第 2 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 東部 |
| 11 | 尾道市木ノ庄町畑字東野山 1055 番の一部 | 政令第 13 条の 2 第 2 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 東部 |
| 12 | 三原市港町一丁目 2235 番 163 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 2 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 東部 |
| 13 | 世羅郡世羅町大字宇津戸字古見山 230 番 5 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 東部 |
| 14 | 尾道市向島町字平瀬 9589 番 1、9591 番 1、9592 番 2、9593 番 2、9597 番 3、9599 番 2、9600 番 2、9601 番 2、9602 番 2、9603 番 2、9604 番 3、9604 番 6、9604 番 7、9605 番 1、9608 番 1 の一部、9609 番 1 の一部、9610 番 1 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 21 年 3 月 30 日<br>広島県告示第 319 号 | 東部 |
| 15 | 三原市高坂町真良字有松山 660 番地、661 番地 4、667 番地 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 21 年 10 月 29 日<br>広島県告示第 932 号 | 東部 |
| 16 | 三原市本郷町大字船木字有松山 1597 番地、1598 番地、1599 番地 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 21 年 10 月 29 日<br>広島県告示第 932 号 | 東部 |
| 17 | 三原市高坂町真良字茶屋 3482 番地、3483 番地、3484 番地 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 21 年 10 月 29 日<br>広島県告示第 932 号 | 東部 |

| 指定番号 | 指定する区域 | 埋立地の区分 | 指定年月日<br>県告示番号 | 管轄 |
|---|---|---|---|---|
| 18 | 三原市久井町泉字木割場 1355 番 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 22 年 12 月 9 日<br>広島県告示第 960 号 | 東部 |
| 19 | 東広島市黒瀬町津江字鷹之巣 1052 番 1 の一部、1052 番 2 の一部、1052 番 3、1053 番の一部、1055 番 1、1055 番 2 の一部、1056 番、1057 番 1、1057 番 2、1058 番、1059 番 1、1059 番 2、1060 番 2、1061 番 1 の一部、1061 番 2 の一部、1062 番 2 の一部、1064 番 2 の一部、1078 番 12、1078 番 13、1078 番 16、1078 番 17、1079 番 1 の一部、1079 番 2、1079 番 3、1079 番 5、1079 番 7 の一部、1079 番 8 の一部、1079 番 11、1081 番 2 の一部、1081 番 25 の一部、4694 番の一部、4695 番 1 の一部、4695 番 2 の一部、4703 番、4704 番 1 の一部、4705 番、4706 番、4707 番、4709 番、4711 番 1、4711 番 2、4712 番、4713 番、4716 番 1、4717 番、4718 番 1、4718 番 2、4718 番 3、4720 番、4722 番、4723 番 2、4723 番 4 の一部、4724 番 3、東広島市黒瀬町津江字深谷 1082 番 1 の一部、1082 番 2、1082 番 3、1082 番 4、1083 番 1、1083 番 2、1083 番 3、1083 番 4、1084 番、1085 番 1、1086 番 2、1086 番 3、1086 番 4、1086 番 5、1086 番 6、1086 番 7、1086 番 9、1086 番 10、1086 番 11、1086 番 12、1087 番 1、1087 番 2、1087 番 3、1087 番 4 の一部、1087 番 5、甲 1088 番の一部、1092 番 1、1092 番 2、1092 番 3、1092 番 4 の一部、1093 番 1 の一部、1094 番 1 の一部、1094 番 2、1103 番 5、1103 番 8 の一部、1103 番 9 の一部、1103 番 11 の一部、1103 番 12 の一部、1105 番 1 の一部、1106 番 2 の一部、1106 番 3 の一部、4678 番 1、4678 番 2、4678 番 3 の一部、4678 番 4 の一部、4679 番 2 の一部、東広島市黒瀬町兼広字南丸子山 510 番 6 の一部、510 番 7 の一部、510 番 8 の一部、511 番 5 の一部、511 番 6、512 番の一部、東広島市黒瀬町兼広字鷹之巣 884 番 9 の一部、884 番 13 の一部、884 番 15 の一部、884 番 16 の一部、885 番 18 の一部、885 番 36 の一部 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 23 年 1 月 24 日<br>広島県告示第 44 号 | 西部東 |
| 20 | 尾道市原田町大字小原字矢形 743 番 1、744 番 1、745 番 1、746 番 1、747 番、748 番、749 番 1、752 番、549 番の一部、550 番の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 24 年 3 月 12 日<br>広島県告示第 209 号 | 東部 |
| 21 | 三原市沼田東町釜山字古権現 311 番 1 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 24 年 3 月 12 日<br>広島県告示第 209 号 | 東部 |
| 22 | 三原市久井町坂井原字観音 57 番 1 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 24 年 7 月 5 日<br>広島県告示第 603 号 | 東部 |
| 23 | 東広島市安芸津町三津字榊山 1650 番 1 の一部 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 25 年 2 月 21 日<br>広島県告示第 123 号 | 西部東 |
| 24 | 東広島市黒瀬町津江字イラスケ 1842 番 1 の一部、1842 番 2 の一部、1843 番の一部、1844 番の一部、1845 番の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 26 年 4 月 14 日<br>広島県告示第 335 号 | 西部東 |
| 25 | 安芸高田市八千代町向山字馬譲峠 10593 番 1 の一部、10646 番 1 の一部、10646 番 3 の一部、10648 番の一部、10648 番 2 の一部、10613 番 3 の一部、安芸高田市八千代町向山字櫛嶺 10393 番 7、10394 番 1 の一部、10396 番、安芸高田市八千代町向山仏峠 10226 番 1 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 26 年 8 月 7 日<br>広島県告示第 540 号 | 西部(広島) |
| 26 | 安芸高田市八千代町向山字高丸 10473 番の一部、10498 番 82 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 26 年 8 月 7 日<br>広島県告示第 540 号 | 西部(広島) |

| 指定番号 | 指定する区域 | 埋立地の区分 | 指定年月日<br>県告示番号 | 管轄 |
|---|---|---|---|---|
| 27 | 尾道市瀬戸田町沢字宮沖 221 番、221 番 2、221 番 5 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 26 年 10 月 6 日<br>広島県告示第 638 号 | 東部 |
| 28 | 廿日市市友田字馬木 197 番の一部、198 番の一部、198 番 2 の一部、199 番の一部、廿日市市友田字下ヶ原 200 番 1 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 27 年 12 月 17 日<br>広島県告示第 715 号 | 西部 |
| 29 | 山県郡北広島町川戸字土井敷 2177 番 1、2177 番 3、2178 番 1、2178 番 3、2189 番、2190 番、2191 番、2192 番、2193 番、2194 番、2195 番、2196 番、2199 番 1、2199 番 3、2200 番 1、2200 番 2、2200 番 3、2202 番、2203 番 1、2203 番 3、2204 番 1、2204 番 2、2205 番、2206 番 1、2206 番 2、2206 番 3、2206 番 4、2207 番、2208 番、2209 番、2210 番 1、2210 番 2、2211 番、2212 番、2213 番 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 28 年 9 月 23 日<br>広島県告示第 567 号 | 西部(広島) |
| 30 | 山県郡北広島町本地字垰ヶ原 11169 番 59、11169 番 60、11169 番 61 | 規則第 12 条の 31 第 2 号 | 平成 28 年 9 月 23 日<br>広島県告示第 567 号 | 西部(広島) |
| 31 | 三原市鷺浦町向田野浦 2506 番 1、2506 番 6、2517 番 2、2517 番 5、2517 番 6、2518 番 1、2525 番、2526 番 2、2527 番 1、2527 番 2、2527 番 3、2528 番 1、2528 番 2、2529 番 1、2531 番 1、2531 番 2、2532 番 1、2532 番 2、2534 番、2535 番 1、2535 番 5 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 28 年 10 月 13 日<br>広島県告示第 616 号 | 東部 |
| 32 | 三原市鷺浦町向田野浦 2542 番 1、2542 番 2、2543 番 1、2543 番 2、2543 番 3、2543 番 4、2544 番 2、2545 番、2565 番 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 28 年 10 月 13 日<br>広島県告示第 616 号 | 東部 |
| 33 | 安芸郡熊野町字東深原 168 番 1 の一部、168 番 10 の一部、168 番 11 の一部、168 番 24 の一部、168 番 25 の一部、168 番 28 の一部、168 番 29、168 番 30、168 番 31、168 番 32 の一部、168 番 33、168 番 34、168 番 35、168 番 36、168 番 37 の一部、168 番 38、168 番 39、168 番 40、168 番 41、168 番 42、168 番 43 の一部、168 番 44 の一部、168 番 46、168 番 47 の一部、168 番 48、168 番 49 の一部、168 番 50 の一部、168 番 51 の一部、168 番 52 の一部、安芸郡熊野町字丸子 196 番 25 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 29 年 3 月 23 日<br>広島県告示第 172 号 | 西部（広島） |
| 34 | 竹原市高崎町字奥深川 1914 番 1 の一部、1914 番 2 の一部、1925 番 1、1925 番 2、1927 番、1928 番、1929 番、1930 番 1、1930 番 2、1930 番 3、1930 番 4、1930 番 5、1930 番 6、1930 番 7、1935 番、1936 番 1、1936 番 2、1936 番 3、1937 番の一部、1938 番、1949 番、1950 番、1951 番、1952 番、1954 番 1 の一部、1954 番 3 の一部、1955 番の一部、1956 番 1 の一部、1956 番 2、竹原市高崎町字池ヶ奥 1957 番の一部、1958 番の一部、1959 番の一部、1960 番、1961 番の一部、1963 番の一部、1964 番の一部、1965 番の一部、1966 番の一部、1967 番 1 の一部、1967 番 2 の一部、1967 番 3 の一部、1968 番、1969 番、1970 番、1971 番、1972 番、1973 番の一部、1974 番、1975 番 1、1975 番 2 の一部、1975 番 3 の一部、1976 番 1 の一部、1976 番 2 の一部、1977 番 2 の一部、1977 番 3 の一部、1978 番、1979 番 1、1979 番 2、1980 番、1981 番 1 の一部、1981 番 2 の一部、1982 番の一部、1983 番 1 の一部、1983 番 2 の一部、1984 番 1 の一部、1984 番 2 の一部、1984 番 3 の一部、1984 番 4 の一部、1984 番 5 の一部、1985 番の一部、1986 番の一部、1987 番の一部、1988 番の一部、竹原市高崎町字仮屋谷 1989 番の一部、1990 番、1991 番、1992 番の一部、1993 番の一部、1994 番、1995 番、1996 番、1997 番の一部、1998 番の一部、1999 番の一部、2000 番の一部、2001 番 1 の一部、2001 番 2、2001 番 3、2002 番、2003 番、2004 番の一部、2005 番の一部、2006 番 1、2006 番 2 の一部、2007 番 1 の一部、2007 番 2 の一部、2008 番 1 の一部、2008 番 2 の一部、2009 番の一部、2010 番、2011 番の一部、2012 番の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 29 年 4 月 27 日<br>広島県告示第 289 号 | 西部東 |

| 指定番号 | 指定する区域 | 埋立地の区分 | 指定年月日<br>県告示番号 | 管轄 |
|---|---|---|---|---|
| 35 | 三原市八幡町宮内字下側 120 番 1 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 29 年 8 月 31 日<br>広島県告示第 462 号 | 東部 |
| 36 | 三原市八幡町宮内字小丸 149 番 1 の一部、149 番 4 の一部、149 番 7 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 29 年 8 月 31 日<br>広島県告示第 462 号 | 東部 |
| 37 | 三原市八坂町 2 番 1 の一部、6 番 2 の一部、7 番 4、8 番 1、9 番、10 番、13 番 4 の一部、14 番 1 の一部、16 番 2、17 番 4 の一部、18 番 5 の一部、19 番 1 の一部、20 番、21 番 2 の一部、21 番 3 の一部、22 番、23 番、24 番の一部、25 番の一部、25 番 2 の一部、26 番 1 の一部、28 番の一部、28 番 2 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 29 年 8 月 31 日<br>広島県告示第 462 号 | 東部 |
| 38 | 山県郡北広島町本地字垰ヶ原 11169 番 3、11169 番 4、11169 番 5、11169 番 15、11169 番 16、11169 番 19、11169 番 36、11169 番 44、11169 番 45、11169 番 47、11169 番 48、11169 番 49、11169 番 50、11169 番 51、11169 番 70、11169 番 71、11169 番 74、11169 番 75、11169 番 76、11169 番 77、11169 番 78、11169 番 79、11169 番 80、11169 番 81、11169 番 82、11169 番 86、11169 番 87、11169 番 88、11169 番 89、11169 番 90、11169 番 91、11169 番 92、11169 番 93、11169 番 94、11169 番 95 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 30 年 1 月 29 日<br>広島県告示第 57 号 | 西部（広島） |
| 39 | 尾道市瀬戸田町林字大新開 561 番 1、561 番 2、561 番 3、562 番 1、562 番 2、562 番 3、562 番 4、562 番 5、562 番 6、562 番 7、562 番 8、562 番 9 の一部、562 番 10 の一部、562 番 12 の一部、562 番 13、562 番 14、562 番 15、562 番 16、562 番 17、562 番 18、562 番 19、562 番 20、562 番 21、562 番 22、562 番 23、562 番 24、562 番 25、562 番 26、562 番 27、562 番 28、562 番 29、562 番 30、562 番 31、562 番 32、562 番 33、562 番 34、562 番 35、562 番 36、562 番 37、562 番 38、562 番 39、564 番 1、564 番 8、564 番 9、564 番 11、564 番 12、565 番 1、567 番 3 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 30 年 1 月 29 日<br>広島県告示第 57 号 | 東部 |
| 40 | 尾道市因島原町字梅浜 666 番 1、666 番 2、667 番 1、667 番 2、尾道市因島原町字潰浜 668 番 1、668 番 2、668 番 6、668 番 7、668 番 8、668 番 13、668 番 16、668 番 17、668 番 18、668 番 19、668 番 20、668 番 21、668 番 22、687 番、688 番 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 30 年 3 月 8 日<br>広島県告示第 200 号 | 東部 |
| 41 | 尾道市瀬戸田町宮原字前浜 2318 番 1 の一部、2318 番 2、2318 番 3 の一部、2319 番 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 30 年 3 月 8 日<br>広島県告示第 200 号 | 東部 |
| 42 | 三原市円一町一丁目 1901 番 1 の一部、1901 番 11 の一部、1901 番 12 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 2 号 | 平成 30 年 3 月 19 日<br>広島県告示第 265 号 | 東部 |
| 43 | 三原市円一町一丁目 1901 番 1 の一部、1901 番 11 の一部 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 30 年 3 月 19 日<br>広島県告示第 265 号 | 東部 |
| 44 | 東広島市黒瀬町津江字鷹之巣 1060 番 1 の一部、1066 番 1 の一部、1066 番 3 の一部、1066 番 5 の一部、1077 番 1、1077 番 3 の一部、1077 番 4 の一部、1077 番 5、1078 番 1、1078 番 2、1078 番 3、1078 番 4、1078 番 5、1078 番 6、1078 番 7、1078 番 8、1078 番 9、1078 番 10、1078 番 14 の一部、1078 番 15、1079 番 4、1081 番 6 の一部、1081 番 8 の一部、1081 番 10 の一部、1081 番 13 の一部、1081 番 17 の一部、4724 番 1、4724 番 2、4725 番、4726 番、4727 番の一部、4728 番 1 の一部、4730 番の一部、4731 番の一部 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 30 年 5 月 28 日<br>広島県告示第 471 号 | 西部東 |

| 指定番号 | 指定する区域 | 埋立地の区分 | 指定年月日<br>県告示番号 | 管轄 |
|---|---|---|---|---|
| 45 | 三原市八坂町 10066 番 12 の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 平成 30 年 12 月 6 日<br>広島県告示第 850 号 | 東部 |
| 46 | 尾道市因島原町字先和田１番７、尾道市瀬戸田町御寺字和木 1209 番 24 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 31 年３月 28 日<br>広島県告示第 268 号 | 東部 |
| 47 | 尾道市因島原町字竹浜 257 番１、257 番２、257 番６、257 番７、257 番８、257 番９、尾道市因島原町字亀浜 258 番１の一部、258 番５の一部、258 番７ | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 平成 31 年４月 11 日<br>広島県告示第 316 号 | 東部 |
| 48 | 廿日市市浅原字大山甲 962 番２ | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 令和２年９月 10 日<br>広島県告示第 985 号 | 西部 |
| 49 | 三原市小坂町字中ノ窪 10144 番の一部、10149 番の一部、10150 番の一部、三原市小坂町字稗ヶ迫 10155 番、10156 番１の一部、10157 番１の一部、10158 番１の一部、561 番１の一部、563 番の一部、564 番、567 番 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 令和２年 11 月 24 日<br>広島県告示第 1115 号 | 東部 |
| 50 | 豊田郡大崎上島町中野字福浦 6444 番１、6444 番４、6444 番５、6444 番７、6445 番２ | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 令和５年６月 15 日<br>広島県告示第 832 号 | 西部東 |
| 51 | 尾道市瀬戸田町沢字俵崎 208 番、209 番１、209 番５、209 番６、209 番７、209 番８、209 番９、209 番 10、209 番 11、209 番 12、209 番 13、209 番 14、209 番 15、209 番 16、209 番 17、209 番 18、209 番 19、209 番 20、209 番 21、209 番 22、209 番 23、209 番 24、209 番 25、209 番 26、209 番 27、209 番 28、209 番 29、209 番 30、209 番 31、209 番 32 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 令和６年３月 28 日<br>広島県告示第 292 号 | 東部 |
| 52 | 東広島市西条町郷曽字笹ケ峠 801 番３の一部 | 政令第 13 条の 2 第 1 号 | 令和８年３月５日<br>広島県告示第 206 号 | 西部東 |
| 53 | 廿日市市大野字鴉ケ岡 12715 番６の一部 | 規則第 12 条の 31 第 1 号 | 令和８年３月 26 日<br>広島県告示第 282 号 | 西部 |
| 54 | 江田島市江田島町字ヲトシ 1461 番１の一部、1461 番２の一部 | 規則第 12 条の 31 第 2 号 | 令和８年４月 13 日<br>広島県告示第 443 号 | 西部（呉） |
| 55 | 世羅郡世羅町大字重永字百貫山 10596 番 2 の一部、10597 番 3 の一部、10599 番 5 の一部、10599 番 69 の一部、10599 番 73 の一部、10599 番 74 の一部、10599 番 75 | 規則第 12 条の 31 第 2 号 | 令和８年 11 月 12 日<br>広島県告示第 1064 号 | 東部 |

備考１　指定番号１については、一般廃棄物処分場であるため掲載していない。

２　埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、「規則」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）をいい、指定区域がその規定に該当する埋立地であることを示す。

３　管轄の欄中は管轄する厚生環境事務所をいい、（　）書きは支所を表す。